（個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項）

第十四条　法第七条第二号に規定する主務省令で定める事項は、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2　法第七条第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　個人番号カード用署名用電子証明書を発行した機構の名称

二　個人番号カード用署名用電子証明書の用途に関する事項

［三　略］

（個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法）

第十五条　法第八条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体（法第三条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法）

第十六条　法第九条第三項の規定による同条第一項の個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第十七条　法第三条第四項の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を記録した個人番号カードが、

（署名用電子証明書の記録事項）

第十四条　法第七条第二号に規定する電子証明書の記録事項は、署名利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2　［同上］

一　署名用電子証明書を発行した機構の名称

二　署名用電子証明書の用途に関する事項

［三　同上］

（署名用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法）

第十五条　法第八条の規定による署名用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体（法第三条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法）

第十六条　法第九条第三項の規定による同条第一項の署名用電子証明書の失効を求める旨の申請は、これを暗号化して行うものとする。

［新設］

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第十七条　法第三条第四項の規定により署名利用者符号を記録した個人番号カードが、

番号利用法第十七条第六項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号に係る署名利用者による法第十条第一項の規定による法第三条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

（個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法）

第十八条　法第十一条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（署名利用者異動等失効情報の記録及び保存の方法）

第十九条　法第十二条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法）

第二十一条　法第十三条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方法）

第二十二条　法第十四条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係

の効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該署名利用者符号に係る署名利用者による法第十条第一項の規定による法第三条第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

（署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法）

第十八条　法第十一条の規定による署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（署名利用者異動等失効情報の記録及び保存の方法）

第十九条　法第十二条の規定による署名利用者異動等失効情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法）

第二十一条　法第十三条の規定による署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方法）

第二十二条　法第十四条の規定による署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操